

33. NPO 法人と一般社団法人、一般財団法人の会計はどう違いますか？

不特定多数の者の利益を目的として社会貢献を行う民間の非営利法人は、NPO法人だけではありません。最近では、一般社団法人や一般財団法人を設立して活動する団体も増えています。NPO法人と一般社団法人、一般財団法人の会計はどのような違いがあるのでしょうか？

NPO 法人は NPO 法により事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に、事業報告書等とともに、活動計算書、貸借対照表、財産目録を所轄官庁に提出しなければならないことになっています。一方、一般社団法人、一般財団法人は、一般社団・財団法により、各事業年度にかかる貸借対照表、損益計算書、これらの付属明細書を作成しなければならないことになっていますが、財産目録の作成は義務付けられておらず、所轄官庁に提出する必要はありません。

適用する会計基準について、NPO法人は、通常、NPO法人会計基準を適用しますが、一般社団法人・一般財団法人は、特に義務付けられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌することが求められています（一般社団・財団法施行規則第 21 条）。

公益認定を目指す一般社団法人・一般財団法人は、公益認定制度に対応した公益法人会計基準を適用するケースが大部分かと思いますが、公益認定を目指さないが、社会貢献を行うことを目的として会費や寄付金等で運営されるような一般社団法人、一般財団法人は、NPO法人会計基準を適用することをお勧めします。